

# 2014年改正著作権法と 電子出版ビジネスの動向

弁護士 諏訪 公一\*

## 要約

2014年改正前著作権法に定める著作権は、紙媒体の海賊版にしか対応していない。近時インターネット上での海賊版が急増し、著作権者が海賊版対策を可能とする制度が望まれていた。2014年著作権法改正は、現行の著作権の対象を電子出版にも拡張し、著作権者による電子の海賊版の差止等を可能とするためのものである（2015年1月1日より施行）。本稿前半では、2014年改正法の内容について概説する。

次に、電子書籍ビジネスの現状を法律の側面からピックアップして紹介する。まず、欧米でAppleと出版社が行った電子書籍の価格に関する協定と独占禁止法の関係を紹介する。そして、海外の電子書籍配信事業者（プラットフォーム）と国内事業者との間で消費税課税の不平等が発生していたために改正が検討されている消費税法について、改正案の概説をする。最後に、電子書籍の撤退など、プラットフォーム間競争から生じる問題を取り上げ、現時点で発生しているプラットフォームと出版社との間の緊張関係を紹介する。

## 目次

1. はじめに
2. 現行の著作権とその改正議論
  - (1) 現行（2014年改正前）著作権法における著作権の内容
  - (2) 出版者への権利付与の議論
  - (3) 新しい著作権の内容
  - (4) 改正法に含まれなかった「みなし侵害」
3. 電子書籍ビジネスについて
  - (1) 独禁法とプラットフォーム
  - (2) 消費税分の価格競争～電子書籍の課税
  - (3) プラットフォーム間競争
  - (4) プラットフォーム支配論
4. まとめ

## 1. はじめに

現在の我が国の電子書籍サービスは、Kinoppy（紀伊國屋）、BookLive（凸版印刷）などに加え、近時Kobo（楽天）、Kindleストア（Amazon）、iBookstore（Apple）が相次いで参入し、本格的な拡大フェーズに入ったといえるであろう。野村総研によれば、電子書籍（電子雑誌・新聞を含む）の市場は、2013年の1729億円から2018年には5000億円規模への成長が予測されているところである<sup>(1)</sup>。

一方で、ファイル共有ソフト、リーチサイト、動画サイトなどをを用いた電子的な海賊版被害も増加している。この対策が急務であるものの、現行著作権法の出

版権者は紙の海賊版の差止が可能だが電子の海賊版には十分な対応ができなかった。もちろん、著作権者（たとえば出版社）ではなく著作権者（多くの場合著作者）自身が海賊版対策を行うことは可能だが、著作権者自らがコストをかけて行うことはしばしば困難であるなどの理由から、出版者（出版社等、出版を行う者）が海賊版対策しうような制度が望まれていた。

第186回国会に提出され、2014年4月25日に成立、5月14日に公布された2014年著作権法改正（平成26年法律第35号）は、効果的な海賊版対策等のために、紙媒体に限定されていた著作権制度を見直し、著作権の対象を電子出版にも拡張して、著作権者による電子の海賊版の差止等を可能とするよう整備を行った。本稿では、まず今回の改正について簡単に解説を行う。なお、今回の改正では、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う改正も含まれるが、本稿では取り扱わない<sup>(2)</sup>。

また、本改正法の解説の後、電子書籍を取り巻くビジネスの状況を、海外の事例も含め、法律の側面から数点をピックアップして紹介する。なお、本稿は筆者個人の見解であり、所属事務所の見解を示すものではない。

\* 骨董通り法律事務所 For the Arts

## 2. 現行の著作権とその改正議論

### (1) 現行(2014年改正前)著作権法における著作権の内容

まず、2014年改正前著作権法における著作権について概説する。当事者の契約(設定行為)により著作権が設定されると、著作権者は、頒布する目的で、著作物を原作のまま印刷等により複製する権利を専有(独占)することができる(改正前80条)。独占する権利は頒布目的の複製のみでインターネット送信(配信)を含む「公衆送信」は含まれず、電子出版には対応していない。著作権者は6ヶ月以内の出版義務等を負う代わりに、紙の海賊版等の出版行為に関して自ら差止や損害賠償を請求することができる(112条, 114条)。実務的には、著作権者と出版社が締結する出版契約には著作権を設定する旨の条項が含まれるケースが多い(出版社が使用している契約のうち8割近くが著作権の設定を含んでいる)<sup>(3)</sup>。なお、電子出版については、著作権者より独占的許諾を得て行うケースが多かった。

### (2) 出版者への権利付与の議論

出版者への権利付与に関しては、電子書籍が登場する以前から何度か検討されてきた。大きな動きとしては、コピー機などにより出版物のコピーが容易にかつ大量に作成されるようになったことから、出版者への権利付与を行うべきか否かの議論が重ねられ、1990年の文化審議会第8小委員会報告書で、「その役割の重要性からレコード製作者と同様に著作隣接権を出版者に付与することが適当である」とされた。しかし、当時は経済界の反対などで結局法改正には至らなかった。その後、インターネットが普及し、2009年に全世界で巻き起こった書籍の全文検索を可能とする「Google books」問題や電子書籍の一般化により、出版者に対して何らかの権利を付与する機運が高まり、本改正への一連の動きへとつながった<sup>(4)</sup>。

今回の改正にあたり、文化庁では、出版者に権利を付与する方策として、現行の著作権を電子出版に拡張する方策の他、①著作隣接権を創設する方策、②独占的ライセンシーに差止請求権を付与する方策、③法制度ではなく契約で対応する方策を検討していた。特に出版権拡張議論がなされる前は、①の著作隣接権を付与する方向で検討されていた。この方法は、設定行為を行うことなく、出版のための原版を作成した者全てに当然に権利が付与されるというメリットがあるが、

権利者が増加することにより権利処理コストが増大するリスクや、権利分散のデメリットなどが指摘されていた。また、②は他の知的財産権との平仄等に議論が及ぶこと、③は出版者が差止を行うためには著作権譲渡の形式を取らざるを得ないのであれば制度としては不十分とも考えられたことなどから、結果として現行の著作権を電子出版に拡張するという方向で改正の検討が進められた<sup>(5)</sup>。

### (3) 新しい著作権の内容

#### (ア) 著作権の主体～「出版を引き受ける者」

本改正により、著作権者は①紙媒体による出版(CD-ROM等による出版を含む)又は②電子出版のインターネット送信を「引き受ける者」に対して著作権を設定できるようになった(改正法79条1項)。<sup>(6)</sup>①は改正法79条1項1号に規定されていることから「1号出版権」、②は同項2号に規定されていることから「2号出版権」と呼ばれる(改正法81条, 82条参照)。契約により出版権の設定を受けた出版権者はこれらを独占することができる(改正法80条1項)。法律の文言上は、従来の紙の出版と同様に「企画・編集を行うこと」が電子出版に係る出版権の設定の要件とはなっていないため、企画・編集を行わない者もその設定を受けることは可能であると考えられる<sup>(6)</sup>。現状では、電子出版は紙媒体の出版が前提となっているものが多く、紙媒体による出版とは別に電子出版(インターネット送信)のみを行う者に出版権の付与がなされると、紙媒体の出版者が行った企画・編集・校正などの労力や投資への「ただ乗り」(フリーライド)や、そのような投資等を行わないまま電子出版の権利だけを狙って好条件で権利を獲得する「いいところ取り」(クリームスキミング)といった点が問題となりうる場所である。この点について、文化庁は、現行出版権制度が紙の書籍の出版を引き受け、企画・編集等により出版物を作成し世に伝達するという出版者の役割の重要性に鑑み設けられたもので、本改正によってもその趣旨は変わっておらず、「電子出版を引き受け、企画・編集を通じて電子書籍を作成し世に伝達するという役割を担う者が電子出版に係る電子出版の設定を受けることが制度趣旨にかなう」とする<sup>(7)</sup>。

#### (イ) 出版権の内容

出版権は、①著作物を頒布目的で複製・出版する権

利と②著作物の複製物をインターネット送信する権利であり、設定契約に定めるところにより著作権者はこの全部又は一部を独占する（改正法80条）。条文上は、留保なく「著作権」の文言を用いる場合には①②双方を含むものと考えられ（改正法81条、83条）、①②を個別に示す場合には「80条1項1号又は2号に掲げる権利に係る著作権」（改正法84条1項）という文言を用いている。そのため、改正後に著作権者との著作権設定契約に何らの留保がない「著作権」と記載したときには、一義的には契約解釈の問題ではあるものの、①②双方を含む著作権全体の設定がなされたと解釈しうる余地はあるものと考えられる。いずれにせよ、契約上1号著作権のみの設定をすると明示されていれば2号著作権の設定はされないことから、どの範囲で著作権を設定したか、設定契約では疑義を残さぬよう明記すべきであろう。

また、各号の著作権はさらに細分化しての設定が可能である。ただ、任意の分割が常に可能というものではない。文化庁は、利用態様としての区別が明確ではなく、また権利を分割・細分化することで実務などに混乱が生ずるおそれがある場合にまで細分化を認めるべきではないと述べる<sup>(8)</sup>。分割の例として、文化庁は、1号著作権を紙媒体による著作権とCD-ROM等による著作権とに分けることができるとするが、そのほか、出版される判型での分割なども考えられよう。最終的には司法判断となることからその限界は現時点では不明確といわざるをえないが、この議論は分割消滅請求の限界とも一定程度関連すると思われるため、その意味では著作権の内容に影響する大きなポイントである。

そして、②の電子出版に係る著作権設定を受けた者については、著作権者としてインターネット上の海賊版に対して差止・損害賠償等の請求が可能である（112条、114条）。なお、電子出版においては著作物を複製する行為と公衆送信する行為という2つの行為があるが、現行の紙媒体の著作権が複製・頒布のうち複製のみを専有させているのと同様、電子出版に係る著作権は公衆送信のみを専有させている。公衆送信の前提となる複製は、設定契約において許諾を得ることになる。また、公衆送信の前段階の複製の段階で海賊版を発見した場合には、著作権を侵害する「おそれ」があるとして差止めをすることになる（112条）。

（ウ） 第三者への再許諾（サブライセンス）の解放  
 現行の紙媒体の出版に限定された著作権制度は著作権者が自ら出版することを前提としたものであるため、第三者へ複製の許諾を行うことはできなかった（改正前80条3項）。しかし、電子出版においては、出版者自らが配信を行うのではなく、電子書籍配信事業者（プラットフォーム）へ配信を再許諾することも多く、再許諾が行えないとするのは現状に即さない。そのため、改正法においては、紙媒体の出版を含め、著作権者の承諾を得た場合には再許諾ができる旨変更された（改正法80条3項）。出版界の現状では、文庫化の場合など紙媒体で第三者へ再許諾を行う需要も少なからずあり<sup>(9)</sup>、かつ、そもそも著作権者の承諾があっても再許諾を行うことができなかった従前の規定について疑問が呈されていたところでもあった<sup>(10)</sup>。そこで、今回の改正で紙媒体の出版もあわせて再許諾を可能としたように思われる。

なお、著作権者の第三者への再許諾が認められたことに伴い、あわせて114条3項も改正された。現行法では著作権者は出版を再許諾する権限がなかったため、114条3項が定める「ライセンス相当額」を損害とする基礎がなく同項の主体から「著作権者」が除かれていた<sup>(11)</sup>。しかし、改正法では再許諾を認めたことから、同項の主体に著作権者が挿入された。

#### （エ） 出版の義務・消滅請求

著作権者は出版行為等を独占できるかわりに、原則原稿を受領してから6ヶ月以内に出版・公衆送信を行う義務を負う。また、この出版・公衆送信を慣行に従い継続して行わなければならない（改正法81条）。ただし、これらは設定行為に別段の定めがある場合は適用されない。紙媒体の書籍を元にインターネット上の海賊版を作成するという従来の海賊版からすれば、効果的に海賊版対策を行うためには1号著作権と2号著作権をともに設定することが有効な契約パターンであるが、常に同時に出版されるとは限らない。そのため、その要件を柔軟化させている。そして現在の海賊版対策を十分に行うため、この「別段の定め」は比較的柔軟に定めることが可能と考えるべきであろう。なお、出版義務を免除できるかについてはこれを公序良俗で無効とする考え方もあるが、当事者の真摯な合意があればその合意を無効とする必要は必ずしもないと思われる<sup>(12)</sup>。

仮にこの義務に違反した時には、著作権者は出版権者に対して出版権消滅請求を行うことができる（改正法84条）<sup>(13)</sup>。消滅請求については、条文上「それぞれ第80条第1項第1号又は第2号に掲げる権利に係る出版権」を消滅させることができるとされていることから、紙媒体の出版権だけの消滅請求、あるいは電子出版だけの消滅請求が選択的に可能と考えられる。また、たとえば電子出版では出版を継続し、紙媒体では出版継続していない場合、著作権者により消滅請求が可能なのは紙媒体の出版権のみであると考えられる。さらにいえば、出版権を分割・細分化できることから、紙媒体の出版権のうちでもCD-ROM等による出版権だけを消滅請求することもできるように思われる。しかし、どこまで細分化して消滅請求を行えるかについては、前記の分割設定の限界と平仄を合わせるべきであろう。

#### (オ) 出版権の登録

出版権の設定、移転、消滅等は登録することにより第三者に対抗することができる（改正法88条）。登録の詳細は政令委任事項であり（88条2項、78条）、その改正政令が、2014年5月14日に公布された<sup>(14)</sup>。なお、実務的には出版権の設定は行われても、出版権の登録はほぼ活用されていない<sup>(15)</sup>。その理由として、出版権登録原簿に、対価（ロイヤルティ）の額、その支払いの方法などが記載されていたことが指摘されていたが、今回の改正により記載事項から除外された<sup>(16)</sup>。同改正により出版権の登録が増加するか否かは明らかではないが、登録制度については孤児作品対策やアーカイブ法制を視野に入れた抜本的な改革により、利便性を高めていくことが必要であろう。

#### (カ) 経過措置

出版権関連の改正法の施行期日は2015年1月1日からである（附則1条）。従前の出版権（2014年12月31日までに設定された出版権）は、電子出版には及ばない（附則3条）。したがって、同日以前の出版権者が出版権に基づき海賊版対策等を行うためには、施行日以降に改めて著作権者と電子出版に係る出版権を設定するための契約を締結する必要があると思われるが、2014年中に紙媒体の出版権に関する契約を設定する場合には、あらかじめ将来的に電子出版に係る出版権を設定する予定であることを著作権者に説明しておく

とスムーズであろう<sup>(17)</sup>。

#### (4) 改正法に含まれなかった「みなし侵害」

本改正法によっても、著作権者の意向により紙媒体の出版に限定した出版権が設定された場合に、紙媒体の出版物（特に雑誌）がデッドコピーされアップロードされたときには、出版者自らが出版権に基づき差止請求をすることができない<sup>(18)</sup>。この問題に対応するため、小委員会の段階では、このような海賊版を紙媒体の出版権の侵害とみなす規定の創設も検討されていた。しかしすでに著作権侵害となっているものについてさらに出版権侵害とみなすことについての法制的なハードルや、電子出版権を設定しない者に差し止めを認めることに対する法律的なバランスを欠くといった点などが指摘され、みなし規定は設けられなかった<sup>(19)</sup>。改正法を前提とすれば、出版者としては上記のような頻繁にみられる海賊版の対策を行うためにも著作権者から電子出版に係る出版権の設定行為を受ける必要性は高まると思われ、また、著作権者としてもその設定の必要性を感じるころであろう。

＜現行法と2014年改正法の主な比較表＞

	現行法	2014年改正法
対象	紙媒体のみ	紙媒体+電子出版
主体	紙媒体の出版を引き受ける者	紙媒体による出版又は電子出版のインターネット送信を引き受ける者
効果	紙の海賊版のみ差止・損害賠償が可能	電子の海賊版にも差止・損害賠償が可能に
義務	原稿受領6ヶ月以内の出版義務	継続出版義務（特約可）
義務違反の際の消滅請求	紙媒体のみ	紙媒体又は電子出版それぞれ個別に消滅請求が可能
再許諾	不可	同意を得れば可

### 3. 電子書籍ビジネスについて

2014年改正著作権法により、出版者を主体とする海賊版対策が進むことが期待される。一方で、2014年改正で健全な発展が期待される電子書籍ビジネスの現状について、法的な側面からいくつかの事例を紹介したい。

## (1) 独禁法とプラットフォーム

### (ア) 再販売価格維持制度と電子書籍市場

紙の書籍は、通常、出版社がそれぞれの出版物の小売価格を決定し、書店では定価販売が行われる。これは「再販売価格」を拘束しているため、一般的には独占禁止法上不公正な取引方法（2条9項4号、19条）に該当するようにも思われる。しかし、同法は「著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為」には独占禁止法を適用しないと定める（23条4項）。ここでいう「著作物」とは、（著作権法上の著作物とは異なり、）解釈上、書籍、雑誌、新聞、レコード盤、音楽用テープと音楽CDの6品目に限定されている<sup>(20)</sup>。そのため、紙の書籍については、書店では値引きが行われずに定価で販売されている<sup>(21)</sup>。

では、紙の書籍とその機能・効用が同一である電子書籍はどうか。上記の再販適用除外制度が定められた理由は、主に1953年の独占禁止法改正当時の書籍、雑誌、新聞及びレコード盤の定価販売の慣行を追認する趣旨で導入されたものであり（音楽用テープと音楽用CDは、レコード盤と機能・効用が同一であるために後日追加された）、またそれらの品目に限定されるものと考えられている。さらに、独禁法23条4項は、「その物の再販売価格」を決定・維持するための正当な行為を同法の例外と定めているが、電子書籍はネットワークを通じて配信され、「物」ではなく情報として流通することから、同項の適用はないとされている<sup>(22)</sup>。そのため、公正取引委員会は、電子書籍は独占禁止法23条4項の適用例外には該当せず、上記以外の商品と同様、出版社が再販売価格の拘束をすることはできないと考えている。

しかし、現時点では電子書籍の制作において紙の書籍を基にして電子書籍を作成することが多いことから明らかなように、紙の書籍は電子書籍と機能・効用は基本的に同一であると考えられる。紙の書籍は再販適用除外制度の対象となるにもかかわらず、その機能・効用、ましてや内容まで同一である電子書籍に再販適用除外制度の対象外とするのは、法律上の建付けからするとバランスが悪いようにも思われる。このバランスを是正するためには、紙の書籍の再販売価格拘束は不公正な取引方法であるとするか（独禁法23条4項の例外を外すか）、もしくは書籍の非代替性、種類の多

様性の維持などを重視して電子書籍を再販売価格拘束の適用除外とするかという選択肢が考えられる。ただ、音楽CDと機能・効用が同一である音楽配信には再販売価格の拘束はできないと考えられていることから、現時点の建付けでも公正取引委員会は特に問題視していないということであろう（従前、音楽CDについては再販売価格維持制度の撤廃が議論されたが、結果としては現状維持となった）。なお、日本出版者協会は、2014年8月15日付けで、電子書籍の再販売価格拘束の適用除外を求めて公正取引委員会に要望書を提出している。しかし、同月29日、公正取引委員会は見解は変わらない（再販適用除外制度の対象とはならない）と回答した<sup>(23)</sup>。

独禁法上電子書籍の再販売価格の拘束ができないならば、現在の電子書籍の価格は配信事業者であるプラットフォームが自由に決めているようにも思われるが、実際はそうではない。ここで、電子書籍の中で最も売り上げが高いといわれるコミックについてのAmazonの販売画面を見ていただきたい。たとえば、講談社が出版する諷山創『進撃の巨人』のAmazon販売画面には、「販売：株式会社講談社 出版社より設定された価格です。」という記載がある。

#### 進撃の巨人(1) (講談社コミックス) [Kindle版]

諷山創 (著)

★★★★☆ (358件のカスタマーレビュー)

紙の本の価格: ¥463

Kindle 価格: ¥99 (税込)

OFF: ¥364 (79%)

販売: 株式会社 講談社

出版社により設定された価格です。

• 紙の本の長さ: 192ページ

• 利用可能な端末

• この本はファイルサイズが大きいため、ダウンロードに時間がかかる場合があります。Kindle端末では、この本を3G接続でダウンロードすることができませんので、Wi-Fiネットワークをご利用ください。

• Kindleをお持ちでない場合、こちらから購入いただけます。

フォーマット	Amazon 価格	新品	中古品
Kindle版	--	¥99	--
コミック	¥463	¥463	¥1

『進撃の巨人』第1巻のAmazon販売画面キャプチャより抜粋（2014年8月13日時点。<http://www.amazon.co.jp/dp/B009KYC6S6>）

一方、角川書店が出版するコミックで、三部けい『僕だけがいない街』のAmazon販売画面については、「販売：Amazon Services International, Inc.」の記載があり、『進撃の巨人』の記載とは異なる。

## 『僕だけがいない街(1)』(角川コミックス・エース) [Kindle版]

三浦 隆一 (著)

★★★★☆ (46件のカスタマーレビュー)

紙の本の価格: ¥605

Kindle 価格: ¥504

OFF: ¥101 (17%)

販売: Amazon Services International, Inc.

- 紙の本の長さ: 151ページ
- 利用可能な端末
- この本はファイルサイズが大きいため、ダウンロードに時間がかかる場合があります。Kindle端末では、この本を3G接続でダウンロードすることができませんので、Wi-Fiネットワークをご利用ください。
- Kindleをお持ちでない場合、こちらから購入いただけます。

フォーマット	Amazon 価格	新品	中古品
Kindle版	¥504	--	--
コミック	¥605	¥605	¥247

『僕だけがいない街』第1巻のAmazon販売画面キャプチャより抜粋 (2014年8月13日時点。http://www.amazon.co.jp/dp/B00CM0F5PQ)

なぜ表記が異なるかということ、講談社の『進撃の巨人』の場合には、その販売は講談社が行っており、Amazonは販売の委託を受けているという形態をとっているからである。すなわち、販売価格は委託元である講談社が決定している。委託販売という形であれば、独禁法にかかわらず出版社は価格を指定できる(音楽配信でも、この形態が用いられているものもある)。一方で、角川書店の『僕だけがいない街』の場合には、Amazon自身が販売を行っていることから、Amazonが価格を決定している。この形態では、再販売価格拘束の例外がない電子書籍(Kindle版)を出版社の希望小売価格に拘束されることなく、Amazon独自の値付けにより販売していると思われる。

## (イ) Appleと大手出版社の価格拘束

電子書籍の価格決定権と契約形態に関して、2012年のAppleとアメリカ・ヨーロッパの出版社との間の価格協定の事件がある。アメリカ司法省は、2012年4月に、電子書籍配信業者であるAppleとアメリカの大手出版社5社(Hachette, Harper Collis, Macmillan, Penguin, Simon & Schuster)に対して、共同で電子書籍の価格を引き上げることを画策したとして訴訟を提起した。また、EUでも同様の協定が問題になった<sup>(24)</sup>。以下ではこの事件を紹介する。

## (a) アメリカ

Amazonが2007年にKindleを発売して以来、アメリカではAmazonが電子書籍のリーディングカンパ

ニーである。特に、新刊・ベストセラーの電子書籍を9.99ドルで販売するAmazonの販売戦略は、そのシェア拡大に大きく寄与していた。

Appleは、iPadのリリースにあたり、新しいiBookstoreを立ち上げようと考えていた。しかし、電子書籍の販売価格が安いとプラットフォームとしてのAppleの-marginが少なくなるため、AppleはAmazon(及びその他のプラットフォーム)との価格競争を避けたいと考えていた。出版社側も、Amazonの「9.99ドル問題」は出版業界に対する挑戦であり、電子書籍の販売価格の低下は紙の書籍の売上げの減少や、販売価格を押し下げるとはならないかという懸念を持っていた。

このように、Appleと出版社は電子書籍の価格を引き上げることについて共通の関心を持っていた。そして、Appleと大手出版社5社は、電子書籍に関する販売契約を、従来の電子書籍配信事業者が価格決定権を持つ「ホールセールモデル」から、出版社が価格決定権を持つ「エージェンシーモデル」へ変更することを提案した。このAppleと出版社の契約には以下の3つの特徴がある<sup>(25)</sup>。

- ① Appleは30%の販売手数料を受領できること
- ② 価格に関する「最恵国待遇(Most-Favored-Nation(MFN))」条項を含んでいること。これは、たとえばiBookstoreにて14.99ドルで販売されている電子書籍がAmazonにおいて9.99ドルで販売されていた場合には、iBookstoreでのその電子書籍の販売価格を出版社の価格の指定に関わらず9.99ドルで販売できるという条項である。この条項があれば、電子書籍配信事業者は競合プラットフォーム間での価格競争を行わずに済むことになる。また、出版社は、他で安い価格で販売されないよう、他社の契約もエージェンシー契約へ変更する必要がある。結果として、出版社とAmazonの契約もエージェンシー契約に変更された。
- ③ Appleの契約の特徴として、電子書籍の販売価格に「Tire」と呼ばれる価格帯を設定している。その電子書籍の価格は対応する紙の書籍の価格により決定され(たとえば、紙の書籍の価格が25.01ドルから35.00ドルの場合には、その電子書籍の価格は、12.99ドル、14.99ドル又は16.99ドル、といった価格表を用意していた)、結果としてほとんどの電子書籍が、12.99ドルまたは14.99ドルとの価格に設定

されることになった。

以上の協定結果、2010年4月3日、AppleのiBookstoreの開店とともに、Amazonが9.99ドルで販売していた多くの書籍が12.99ドルまたは14.99ドルになった<sup>(26)</sup>。

アメリカ司法省は、2012年4月、以上のようなAppleと出版社5社の協定は販売価格の引き上げ・維持を目的とした競争制限的な行為であるとして、反トラスト法に違反し、これらの排除措置を求めた。大手出版社5社のうち、Hachette、Harper CollisとSimon & Schusterは同意判決を行うことで合意に至った<sup>(27)</sup>。この同意判決案<sup>(28)</sup>には、①求められる行為、②禁止される行為、③許容される行為、④反トラスト法の法令遵守体制の構築及び⑤その監査手段が定められている。①求められる行為については最終判決登録から7日以内にAppleとの電子書籍販売契約を全て終了すること、MFN条項などの条項から電子書籍配信事業者を解放することなどがある。また、②禁じられる行為としては、2年間電子書籍の小売価格の設定等をする権利を制限・妨害してはならない、MFN条項を含む電子書籍販売契約を電子書籍配信事業者と締結してはならない、などがある。なお、この同意判決には期限が定められており、裁判所が延長を認めない限り、同意判決登録日より5年間で失効する旨記載されている。延長されるかどうかは不明であり、かつ延長されなかった場合は直ちにこれらの行為が適法に行えるかは明らかではないが、いずれにせよ少なくとも5年間は価格MFN条項を含む契約を締結するなどの行為はしてはならない。また、Penguinは2012年12月に、Macmillanは2013年2月に、それぞれ上記とほぼ同じ内容の同意判決案に合意した<sup>(29)</sup>。現在、唯一Appleだけが残り、2013年7月10日に、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所により反トラスト法違反の判決が出され、Appleは上訴している。

なお、この判決とは別に、Appleは消費者及び多数の州などから合計8億4000万ドルの集団訴訟を提起されていたが、2014年6月に和解に向けた基本合意がなされた。これは、上記の反トラスト法訴訟における控訴審裁判所が原審の判断を維持した場合（すなわち、協定が反トラスト法に反する場合）には、4億ドルを消費者に、5000万ドルを訴訟費用として支払うこと、一方で高裁が原審の判断を覆した場合には、

Appleは5000万ドルを消費者に、2000万ドルを訴訟費用として支払うことが合意条件となっている。8月1日にこの和解案について裁判所の仮承認があり、最終的な公聴会は11月21日に開かれる予定である<sup>(30)</sup>。

#### (b) EU

EEA（欧州経済領域）内においても、アメリカの場合と実質上同じ大手出版社5社<sup>(31)</sup>がAppleの助けを得て電子書籍配信に影響する反競争的行為を行い、EU独占禁止法に違反している恐れがあるとして、2011年12月に欧州委員会が調査を開始する旨プレスリリースを発表した<sup>(32)</sup>。2012年9月、Penguinを除く4社が確約（commitments）<sup>(33)</sup>を公表し<sup>(34)</sup>、2012年12月13日、同確約案を受け入れる旨の決定が行われた<sup>(35)</sup>。確約では、販売価格を制限し、かつ価格MFN条項を含むエージェント契約を終了させること、5年間MFN条項を含む契約を締結しないこと、電子書籍配信事業者は2年間のクーリングオフ（冷却）期間を設け電子書籍の販売価格を自由に設定できること（なお、電子書籍配信事業者が出版社から1年間に受領する手数料の総額まで割引することができる）が含まれている。

同時に、本確約決定に関して欧州委員会はいくつかの考え方を示している<sup>(36)</sup>。特に注目されるのは、エージェント契約それ自体が独禁法に違反しているのではなく、Appleの助けを借りて出版社間で協調行為を行った点を問題としていると述べている点である。新しいエージェント契約が法律に違反しないかどうかは場合により、関連契約やビジネス慣行がEU法に従うものであれば、エージェント契約を利用すること、あるいは特定のビジネスモデルの利用に反対するものではないとしている。

#### (ウ) 日本法とエージェント契約

アメリカでもEUにおいても、問題となったのはエージェント契約そのものではなく、各出版社とAppleが手を組み電子書籍の販売価格を上昇させた点を問題としている。エージェント契約そのものを否定するものではないし、その後エージェント契約を締結することを排除してもいい<sup>(37)</sup>。

では、価格決定権を出版社が有するエージェント契約は日本の独禁法に違反するのだろうか。たとえば、公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止

法の指針」<sup>(38)</sup>第2部2第一2(6)では「委託販売の場合であって、受託者は、受託商品の保管、代金回収等についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合や商品が売れ残った場合の危険負担を負うことはないなど、当該取引が委託者の危険負担と計算において行われている場合」には、メーカーが取引先に対して価格を指示しても通常違法とはならないとしている。これは製造業者等を想定したもので在庫リスクなどの違いはあるが、基本的には電子書籍においても同様に考えられるであろう。また、比較的電子書籍と場面が類似していると考えられる音楽配信においても、公正取引委員会は配信事業者が指示する価格で音楽配信することを定めた委託販売契約を締結することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないとする<sup>(39)</sup>。裁判所でどのように判断されるかは別だが、少なくとも公正取引委員会は、現時点で電子書籍のエージェント契約そのものが直ちに違法になるとは考えていないように思われる。

#### (エ) 紙の書籍と Amazon Student プログラム

以上は電子書籍と独占法の関係だが、紙の書籍でも問題が生じている。2012年8月から Amazon が行っている Amazon Student プログラムの10%のポイントサービスは、再販売価格が維持されるべき紙の書籍価格について自由な値引き販売をおこなっているとして、出版社は Amazon に対し2012年に日本出版者協議会を通じて同プログラムの中止申入書を、2013年6月には出版社51社が自社商品の除外を求める要望書を提出した。同プログラムに関しては、2014年5月9日、緑風出版、晩成書房、水声社などが共同で会見を開き、同プログラムの是正要求が認められなかったとして、Amazon への出荷を半年間（晩成書房ホームページによれば10月末日まで）一時停止するとして対抗措置を講じている。また、2014年8月6日、あけび書房、彩流社、大蔵出版、リベルタ出版が Amazon と取引のある取次大手の日販に対して、同プログラムの割引は、再販契約違反であるとして違約金を請求していると報道されている<sup>(40)</sup>。

#### (2) 消費税分の価格競争～電子書籍の課税

上記 MFN 条項にみられるように、電子書籍配信事業者としては、その優位性を維持するために、価格優位性を保つことが最重要課題である。1円でも安く売

りたい配信事業者にとって、現在8%の課税がかかる消費税の価格差も大きな問題であろう。

現行の消費税法では、その課税対象は国内取引（4条1項）と保税地域から引き取られる外国貨物（同条2項）である。国内取引とは、国内において事業者が行った資産の譲渡等をいい、「資産の譲渡」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供」をいう（2条1項8号）。電子書籍も、事業として対価を得て行われる役務の提供に該当することから、国内取引であれば消費税課税がなされる。では、電子書籍のようなサービスが国内取引に該当するかをどのように判定するのか（内外判定）というところ、サービス提供者の事務所所在地かどうかで判定を行う。つまり、現在の消費税の仕組みでは海外の配信事業者が行う電子書籍配信には消費税が課されない。そのため、同じ電子書籍を配信しているにもかかわらず、国内事業者が行う電子書籍配信には消費税が課され、国外事業者が行う電子書籍には消費税が課されないという状態が生じていた。消費税課税を避けるためには、事業所を海外に置けばよいことになる。

このような問題に対処すべく、消費税制度の改正が計画されている。その制度案によれば、内外判定基準を変更し、電子書籍や音楽の配信等のデジタルコンテンツの提供を役務の提供と明確化した上で、現在の「役務の提供を行う事業者等の所在地」という基準を、「役務の提供を受ける者の住所・居所又は本店・主たる事業所の所在地」に変更する。そして、その課税方式については、事業者向けのサービス提供（取引の内容として、客観的に役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの）については「リバースチャージ方式」（役務の提供を受ける国内事業者が消費税の納税義務を負う方式）、その他消費者向けのサービス提供については「国外事業者申告納税方式」とする。電子書籍や音楽配信は通常消費者向けサービスであることから、国外事業者自身が日本国内の税務署に消費税を申告し、納税を行う形になる。なぜ消費者向けのサービス提供に関して国外事業者に納税義務を課したのかといえば、電子書籍のサービスを受ける消費者に対して申告納税義務を課するのは制度として現実的ではないからである<sup>(41)</sup>。これらは、まだ制度案が決定したのみで、詳細についてはこれからの詰めが必要ではあるものの、2015年度改正を目指している。

国外事業者には消費税が課されないから国内事業者



と同様消費税を課すという点がスタートラインであるが、考え方としては、国内事業者にも消費税を課さずに国外事業者との不平等を解消するという方法もあったであろう。しかしながら、現行法制度から書籍のみを非課税とすることは困難であったようにも思われる。次に、改正法の詳細は今後明らかになるであろうが、日本において事業者番号が無い中で「事業者向けであることが明らか」とであると判断してリバースチャージ方式を行うことがどこまで実効性を保てるのか<sup>(42)</sup>、また、国外事業者申告納税方式によっても、国外事業者の納税の実効性は保てるのかが問題となるであろう。電子書籍に関しては、たとえば大手国外事業者である Amazon, Apple, Google, Koboなどは日本の当局による把握は可能であり、またそのような大手事業者は納税に応じざるを得ないのではないかと思われる。しかしながら、それ以外の中小の電子書籍配信事業者についてはその実効性の担保に疑問が残る。100%完全な制度設計は困難であるものの、公平な徴収が可能となる制度設計となることが望まれる<sup>(43)</sup>。

### (3) プラットフォーム間競争

#### (ア) 読み放題サービスの開始

Apple が Amazon との競争を避けるため、価格 MFN 条項を利用しながら販売価格を引き上げることを目論んだように、市場において電子書籍配信事業者（プラットフォーム）間での競争も激化している。ユーザーがどのプラットフォームを選ぶのかは、その品揃え、価格、アプリの使い易さ、デバイスなどの要因の他、サービス内容も重要となる。

そのサービス内容の一つとして、音楽配信の「定額配信サービス（いわゆる聴き放題サービス）」のような、電子書籍の「読み放題」サービスの波が押し寄せている。2014年7月18日、Amazon はアメリカにおいてハリーポッターシリーズなどをも含む60万冊以上の Kindle 書籍と数千冊のオーディオブックを月額9.99ドルで「読み放題」とする「Kindle Unlimited」を正式発表した<sup>(44)</sup>。ただし、このサービスを検索しても、Hachette, Simon & Schuster などの書籍はなく、大手出版社は参加していないようである。一方、アメリカで競合する「Scribd」が読み放題サービスを月額8.99ドルで提供しており、HarperCollins, Simon & Schuster などの大手出版社のほか900以上の出版社が参加し、50万冊以上をそろえている<sup>(45)</sup>。現時点で

Amazon の読み放題サービスはアメリカ向けのものであるが、日本への進出も当然検討しているであろう。また、日本でも既に読み放題サービスを提供しているプラットフォームがある。たとえば、NTT ソルマーレ株式会社の「コミックシーモア」<sup>(46)</sup>では電子コミックの読み放題サービスが、株式会社ビューンの「ビューン」<sup>(47)</sup>では電子雑誌の読み放題サービスが提供されている。これらはまだ全体の一部にとどまるが、近い将来、Kindle Unlimited のような電子書籍の読み放題サービスも一般的になるであろう。

#### (イ) 電子書籍市場からの撤退問題

プラットフォーム間の競争の激化は、プラットフォームが電子書籍市場から撤退するという状況も生んだ。ソニーは、電子書店「Reader Store」を、北米では2014年2月に、ヨーロッパとオーストラリアでは同年5月に閉鎖した。Reader Store 閉鎖後は、Kobo がユーザーや購入済みの書籍を受け継いでいる。日本国内の Reader Store は現時点では継続されているものの、2014年8月6日にソニーは電子書籍リーダー市場から撤退することを発表し、縮小傾向であることは見て取れる。また、日本国内の撤退の例としては、ローソンの電子書籍サービス「エルパカ BOOKS」があり、2014年2月24日にサービスを終了した。この終了にあたっては、その書籍相当の金額をローソンが提供する Ponta ポイントで還元したようだが、再度その電子書籍を読みたいユーザーは、別のプラットフォームでの購入が強制されることから（おそらく、Ponta ポイントでの購入はできないであろう）、ポイントでの還元が必ずしもユーザーにとって望ましい方法ともいえないであろう。ただ、一度読んだ書籍を撤退により必ず全額返金しなければならないというものでもなかろう。なお、このサービスを終了するにあたり、楽天 Kobo は、エルパカ BOOKS のユーザーを対象に、2014年4月30日までの期間2000円分のクーポンをプレゼントし、プラットフォームの移行を促していた<sup>(48)</sup>。撤退の際にもプラットフォーム間のユーザーの移行・奪い合いはすでに始まっている<sup>(49)</sup>。

電子書籍は、そのプラットフォームが撤退等を行うと、購入した書籍を読むことができなくなる場合がある（サービスによっては、デバイスが使用できる限りは購入した電子書籍を読める場合もある）。これは、ユーザーは、電子書籍を、閲覧、使用及び表示する非独占的なライセンスだけを受けているものであり、紙

の書籍のような「所有」を行っていないからである。たとえば、AmazonのKindleストア利用規約1条では、「Kindleコンテンツは、コンテンツプロバイダーからお客様にライセンスが提供されるものであり、販売されるものではありません」と明記されている。そのため、何らかの理由で当該「ライセンス契約」が終了してしまうと電子書籍を閲覧することができなくなる（そのための補償が行われるか否かは別）。これが紙の書籍とは大きく異なる点である。なお、デバイスにダウンロードしたデータが他のプラットフォームで読めるならば「紙」と類似の状況が生み出せるが、現状ではデータにはDRMがかけられており、他のプラットフォームでは読むことができない<sup>(50)</sup>。

今後もプラットフォームの撤退という事態は起こりうるため、利用できなくなった購入者に対する補償をどのように行うかは引き続き問題となろう。各種ポイントでの補償は事業者にとっては利便性のいい方法ではあるものの、前述のとおりユーザーからの更なる出損を求める点ではユーザーの不満が残る。ソニーがKoboへユーザーを移行したような、別プラットフォームへの移管ができれば、(リーダーに関する問題は残るものの)現時点ではそれがベターな方法であるようにも思われる。

なお、2014年8月、経済産業省は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改定し、電子出版物の「再ダウンロード」の必要性、及び配信事業停止後の再配信を行う義務に関して何を規定すべきかの準則を示している<sup>(51)</sup>。そこでは、配信事業停止後、再配信を行わないことが債務不履行となるかに関し、利用規約に記載があれば債務不履行責任は問わないが、記載されていない場合には諸般の事情を考慮し債務不履行になるかを検討する必要があると言及している。そのため、実務上は多くの利用規約に債務不履行責任を負わない旨の規定が置かれることが予想される。

#### (4) プラットフォーム支配論

紙の書籍の場合には、出版社が取次店・書店などの商品の流通の鍵を握っていた。しかし、電子書籍においては、そのプレイヤーの主役は、出版社からAmazonやAppleなどのプラットフォームに移行しつつあり、出版社は単なる「コンテンツ提供者」に過ぎない立場になりつつある。そして、プラットフォームが流通を握り、そのプラットフォームのいうことを

聞かない出版社の書籍は、紙の書籍の販売を行わないという対抗手段を持つようになってきている。

たとえば、Amazonは、2014年5月、交渉がうまくいかないHachetteの新刊の予約を行わないという手段に出ており、また紙の書籍の出荷も遅らせていると報道された。Amazonは、以前Macmillanの書籍のページから「購入ボタン」を一時的に消したこともあった<sup>(52)</sup>。こういったAmazonの方法に出版社だけでなくアメリカの著作者からも反発が生じており、Amazonはそれを封じ込めるため、出版社との交渉が決着するまで電子書籍の売り上げの100%を著作者が受領できるような方法を個別に著作者に提案したという<sup>(53)</sup>。また、ドイツにおいても、Amazonと電子書籍の価格交渉を行っている大手出版グループのBonnierの書籍は、Hachetteと同じように出荷が遅れているようである。そして、いままでAmazonにより操作されていないと思っていたAmazonのお勧めリストは、たとえば電子書籍の料率をAmazonに多く払った者については優遇するなどの操作を行っているともいわれている<sup>(54)</sup>。

では、Amazonはなぜこのような強気の交渉ができるのか。Amazonにとっては出版社1社程度の「コンテンツ提供者」がいなくなってもその事業全体に大きな影響はない。Amazonは書籍だけを販売しているわけではなく、また書籍のみで利益を出す必要も必ずしもない(たとえば、Kindleデバイスの販売で利益を得た分を、書籍価格に反映させることも考えられる)。プラットフォームが一度圧倒的なシェアを握ってしまえば、コンテンツ提供者である出版社は「その販売から撤退すると、売り上げに大きく影響するため、事実上撤退ができない」という事態に陥るおそれがあり、プラットホームはそれを目的としてシェアを拡大させようとする。そのシェアを獲得するため、Amazonは低価格での販売戦略をとったと思われる。たしかに、Amazonが主張するように価格を下げるとその分売り上げが上がることも事実ではあろう(Amazonは、14.99ドルで販売していた書籍を9.99ドルで販売すると売り上げ数は1.74倍となるとしている<sup>(55)</sup>)。売り上げが上がる結果、著作者への配分も上昇するため、低価格販売はなんらの問題はないようにも思える。しかし、低価格路線が著作者にとって有利かと言えばそうではないようにも思われる。すでに紙の書籍がありAmazonとの関係を切れない出版社は、

上記のような対抗措置を楯に、電子書籍についても Amazon の様々な（出版社や著作者にとって不利な）要求をのまざるを得ない状況に追い込まれているようにも見える。たとえば、現在 Amazon が海外の出版社に提示している契約条件には、以前 Apple が Amazon 対策として導入した価格 MFN 条項が含まれているようである。ただ、この条項については、EU 競争法の担当部局である競争総局が、継続的な監視を行っている<sup>(56)</sup>。また、2014年6月、ドイツの出版社と書店で構成される協会は、紙の書籍と電子書籍にて70%のシェアを有する Amazon が、その小売手数料を30%から40~50%に増加させることを目論んでおり、それが独禁法に違反していると独禁当局に申し入れている<sup>(57)(58)</sup>。

上記は、書籍の通信販売市場において Amazon が一強となっていることから生じている。Amazon に匹敵するプラットフォームがあれば、出版社は Amazon を「利用しない」ことも可能となるが、現状、ユーザーから見れば、Amazon の販売リストから消えれば、その出版社や著作者は何の書籍も発行していないことに等しい状態となる。Amazon で販売を行わないことは出版社として考えにくくなっているのも事実であろう。

本来的には、出版社はユーザーが購入したい書籍を出版し、プラットフォームは出版社が「他社のプラットフォームではなく、このプラットフォームで電子書籍を提供したい」と思わせるものを用意するのが理想の姿であり、そのためにはプラットフォーム間で健全に競争が行われるべきである。しかしながら、価格 MFN 条項はプラットフォーム間での競争を避け、労力を要せず価格面での優位性を維持することを目的とする条項である。さらには現時点では Amazon と対抗できる電子書籍プラットフォームは現れていない。Amazon の圧倒的なシェアにより、出版社の交渉力は次第に弱まっていかなざるを得ない。この状態が進めば、出版社と著作者は、Amazon の望む形でしか書籍を提供せざるを得なくなるようにも思われる<sup>(59)</sup>。

#### 4. まとめ

最終的に Amazon が目指すところは、著作者との直接契約かもしれない。つまり、著作者にとっては、出版社を介して電子書籍を出版するよりも、Amazon と直接契約を行ったほうがよい条件での販売が可能と

なる時代がやってくるようにも思える<sup>(60)</sup>。ここでは、出版社の意義が改めて問われはじめる。

ここで、2014年著作権法改正に話を戻そう。前述のとおり電子出版に係る著作権は、紙の出版者ではなく Amazon などのプラットフォームに設定することも可能である。2014年改正法制定時には、その国会審議において、「紙の書籍を出した出版社は一番最初に著者と協議ができ、信頼関係があれば電子書籍もその著作権を設定しうる」という説明がなされ、かつ電子出版に係る著作権は紙の著作権と同時に結ぶことが有効な著作権の設定であることが強調されていた。しかし、そのようなウエットな関係を著作者が望むかどうかは別問題である。

「そうすると、大臣、一つのシナリオとして、(中略)5年後の日本の電子書籍市場を創造してみるに、非常に強いプラットフォーマーが多く著作者の皆さんとこの2号著作権の契約を交わし、電子の部分市場を独占的に席巻してしまう、それによって電子の部分が一層一つのプラットフォーマーに集中をしてしまっていて、それが市場支配力を持って、価格統制力、価格支配力までもってしまっていると、こういう事態もありうるんだと思います。大臣、まずお聞きしますが、こういう事態を政府としては望んでおられるのでしょうか。」—これは、電子書籍配信だけを行う事業者に対しても2号著作権を設定しうることを受けて、2014年4月22日、参議院の文教科学委員会にて民主党の石橋通宏議員が下村文部科学大臣に質問した内容である。2014年改正法により、直ちに上記で懸念されるような状況になるほど、現在の出版社と著作者の関係は弱いものではないと思われる。しかしながら、世界各地で垣間見える巨大プラットフォームと出版社の緊張関係は、日に日に高まっている。将来出版社と著作者との関係が、現在と同じような関係でいられるとは限らず、また現状の海外の交渉状況、取り巻く環境の急激な変化を考えると、上記懸念も十分想定しうる事態である。

日本の書籍文化は、3600社以上もある出版社が多様な内容の書籍を出版することで支えられてきた。一方で、魅力的な価格で広く紙の書籍・電子書籍が入手できる文化も維持・発展させていかねばならない。日本の出版文化は、電子書籍と巨大プラットフォームの登場により、大きく変わろうとしている。今回の著作権法改正は、今後の日本の出版文化をどのように次世代につないでいくべきかを考える一つの大きなきっかけ

になっているのではないだろうか。

注

- (1) <http://www.nri.com/ja-JP/jp/news/2013/131127.aspx>
- (2) 本稿の著作権に関する2014年改正法の解説部分は、諏訪公一「著作権法改正案の解説」ビジネス法務2014年6月号99頁以下を加筆修正したものである。視聴覚的実演に関する北京条約関連の改正は、7条8項に同条約締結国の国民が行う実演を含めている。北京条約に関する解説としては、弊所ホームページのコラム(唐津真美「実演家の権利について再確認してみようー北京条約を契機に」(前編：<http://www.kottolaw.com/column/000547.html>, 後編：<http://www.kottolaw.com/column/000589.html>)等参照。
- (3) 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会(第3回)資料1一般社団法人日本書籍出版協会「出版関連小委員会ヒアリング資料」6頁参照。[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25\\_03/pdf/shiryu\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_03/pdf/shiryu_1.pdf)
- (4) 鈴木友紀「電子出版の発展に向けた著作権の整備ー著作権法の一部を改正する法律の成立」立法と議会354号(2014)19頁以下参照
- (5) 文化庁内での検討の経緯については、平成25年12月「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書(案)」13頁以下参照。[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25\\_09/pdf/shiryu\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_09/pdf/shiryu_1.pdf)
- (6) 池村聡「著作権法改正のポイント」BUSINESS LAW JOURNAL2014年6月号63頁
- (7) 2014年4月2日衆議院文部科学委員会における下村国務大臣答弁
- (8) 2014年4月2日衆議院文部科学委員会における河村政府参考人答弁
- (9) 前掲注3・7頁参照
- (10) 田村善之『著作権法概説』(有斐閣, 第2版, 2003)497頁
- (11) 加戸守行『著作権法逐条講義』(公益社団法人著作権情報センター, 六訂新版, 2013)768頁
- (12) 無効とする考え方として, 前掲注11・526頁, 真摯な合意があれば無効としない考え方として, 前掲注6・64頁
- (13) 84条3項は, 電子出版の場合にも自己の確信に適合しなくなったときにはその著作権消滅請求が可能とする。書籍全体に関わる場合は別として, 自己の確信に適合しなくなった箇所が一部であれば, 電子書籍の場合であればそのデータの加筆・修正が可能であると思われるので, まずは事実上修正を試みるべきではないかと思われる。
- (14) 平成26年8月29日付官報号外185号。パブリックコメントについては<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000700&Mode=2>
- (15) 登録件数は, 直近3年間でも平成22年度5件, 平成23年度3件, 平成24年度0件, 昭和46年から平成24年度通しても293件しか利用されてきていない。[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25\\_06/pdf/sanko.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_06/pdf/sanko.pdf)
- (16) 改正法でも, 原簿を確認すると, 申請者である著作権者の

- 住所等が判明してしまうため, 心理的なハードルは残るようにも思われる。
- (17) 改正法施行日以降に権利が発生するように電子出版に係る著作権の設定契約を事前に締結することも契約の文言によっては可能であろう。
  - (18) 文化庁は, 雑誌の著作権設定につき, 著作権の設定は著作権単位であり一部の著作物についてのみ著作権設定契約を締結することが可能であること, その契約にあたっては雑誌の発行期間に合わせた短期間の存続期間を設定するなどの工夫が考えられるとする(文化庁ホームページ[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html))。しかし, 雑誌の販売期間が短いとしても, その販売期間の著作権設定を受ければ海賊版対策として十分かという点は多少の疑問が残る。
  - (19) 前掲注4・29頁以下参照
  - (20) 白石忠志『独占禁止法』(有斐閣, 第2版, 2009)391頁
  - (21) ただし, 法律上は, このような再販売価格の拘束には独占禁止法を適用しないとしているだけであり, 再販売価格で販売することを義務付けているわけではない。
  - (22) 公正取引委員会ホームページ[http://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html#cmsQ14](http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ14)
  - (23) 日本出版者協議会ホームページ<http://shuppankyo.cocolog-nifty.com/blog/2014/08/post-2159.html> 及び <http://shuppankyo.cocolog-nifty.com/blog/2014/08/post-ed1c.html>
  - (24) 詳細は, 公正取引委員会競争政策研究センター(CRPC)「電子書籍市場の動向について」<http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0113.pdf>, 小畑徳彦「電子書籍の流通と独占禁止法ーアップル及び大手出版社による価格引上げ事件ー」流通科学大学論集ー流通・経営編ー26巻(2013)1号1頁以下参照。
  - (25) 前掲注24・CRPC25頁
  - (26) 藤田稔「電子書籍の販売をめぐる競争法上の考察」川濱昇=泉水文雄=土佐和生=泉克幸=池田千鶴『競争法の理論と課題ー独占禁止法・知的財産法の最前線 根岸哲先生古稀祝賀』(有斐閣, 2013)649頁
  - (27) パブリックコメント等を経て9月6日に判決が出されている。
  - (28) <http://www.justice.gov/atr/cases/f282100/282141.pdf>
  - (29) <http://jp.wsj.com/news/articles/SB10001424127887324406204578293203771421418>
  - (30) <http://www.reuters.com/article/2014/08/01/us-apple-ebooks-idUSKBN0G14YQ20140801>  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/14/080400336/>
  - (31) Hachette, Harper Collis, Penguin 及び Simon & Schuster に加え, Macmillan の親会社である Holzbrinck の5社。
  - (32) 2012年9月19日付け European Commission “Antitrust: Commission opens formal proceedings to investigate sales of e-books” [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-11-1509\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-1509_en.htm)
  - (33) 確約とは, 欧州委員会が正式審査を開始した後に, 欧州委員会が予備の評価において表明した競争上の懸念を審査対象者が解消するとの意図を示して欧州委員会に提示するもので

- ある。欧州委員会は提出された確約が適当であると認めれば確約を受け入れる決定を行い、審査を終了させる。前掲注24・CRPC32頁
- (34) 2011年12月6日付け“Antitrust: Commission market tests commitments proposed by Simon & Schuster, Harper Collins, Hachette, Holtzbrinck and Apple for the sale of e-books” [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-986\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-986_en.htm)
- (35) 2012年12月13日付け European Commission “Antitrust: Commission accepts legally binding commitments from Simon & Schuster, Harper Collins, Hachette, Holtzbrinck and Apple for sale of e-books” [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-1367\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1367_en.htm)
- (36) 2012年12月13日付け European Commission “Antitrust: Commission accepts legally binding commitments from Simon & Schuster, Harper Collins, Hachette, Holtzbrinck and Apple for sale of e-books” [http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-12-983\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-983_en.htm)
- (37) 前掲注24・CRPC36頁。
- (38) <http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>
- (39) 「音楽配信サービスにおけるコンテンツプロバイダーによる価格の指定」公正取引委員会ホームページ <http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/ryutsutorihiki/kakaku/kakaku5.html>
- (40) <http://www.shinbunka.co.jp/news2014/08/140806-01.htm>
- (41) 内閣府税制調査会 国際課税ディスカッショングループ 第5回 (2014年6月26日) 資料3 参照。 [http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/dis15kai4.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion1/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/26/dis15kai4.pdf)
- (42) 本来的には日本も事業者番号制度を採用すべきであろう。
- (43) なお、輸徴法(輸入品に関する内国消費税の徴収等に関する法律)13条1項1号、関税込率法14条4号では、「記録文書そのほかの書類」については引き取りに係る消費税が免除される旨の規定があり、その点で格差が発生しうる問題点もあるが、ここでは省略する。
- (44) [https://www.amazon.com/gp/feature.html/ref=sv\\_kstore\\_2?docId=1002872331](https://www.amazon.com/gp/feature.html/ref=sv_kstore_2?docId=1002872331)
- (45) Scribd ホームページ <http://www.scribd.com/about>
- (46) コミックシーモアホームページ <http://yomiho.cmoa.jp/>
- (47) ビューンホームページ <http://www.viewn.co.jp/>
- (48) <http://books.rakuten.co.jp/event/e-book/camp-kobonorikae/>
- (49) 電子書籍の撤退の場面とは異なるが、株式会社ヤマダ電機は、提供する「ヤマダイブック」を一度終了し、新しいサービスへ移行するにあたり、従来購入した書籍は閲覧ができなくなり、かつ返金等も受け付けないとの告知を行った。これにユーザー側から不満の声が上がり、その後、ヤマダポイントの付与という形で対応することになった。2014年5月29日付け「ヤマダイブックの新サービスへの移行のお知らせに伴う掲載内容不備に関するお詫びと今後の対応について」ヤマダ電機ホームページ <http://www.yamada-denki.jp/topics/download.t.pdf/783>
- (50) 電子書籍が DRM フリー化された場合には、それを転売することが可能かどうかという論点も存在する。現時点では他のプラットフォームでは読めないように DRM がかけられており、電子書籍の再販売に関しては現実化していないが、将来的に大きな問題へ発展する可能性がある。同論点については、島並良「デジタル著作権のダウンロードと著作権の消尽」高林龍=三村量一=竹中俊子編『現代知的財産法講座Ⅲ 知的財産法の国際的交錯』(日本評論社, 2012) 209頁以下参照。
- (51) 平成26年8月8日付け「電子商取引及び情報取引等に関する準則」iii 95頁 <http://www.meti.go.jp/press/2014/08/20140808003/20140808003.html> 参照。
- (52) <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1405/26/news037.html>
- (53) <http://jp.techcrunch.com/2014/07/09/20140708amazon-sends-letter-to-try-to-take-authors-out-of-the-middle-of-the-hachette-dispute>
- (54) [http://www.nytimes.com/2014/08/18/business/international/german-authors-join-protest-over-amazons-tactics-in-e-book-dispute.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2014/08/18/business/international/german-authors-join-protest-over-amazons-tactics-in-e-book-dispute.html?_r=0)
- (55) <http://www.amazon.com/forum/kindle/Tx3J0JKSSUIRCMT>
- (56) <http://jp.wsj.com/news/articles/SB10001424052702303513604580071073327990904>
- (57) <http://www.nytimes.com/2014/06/25/business/international/amazon-accused-in-Germany-of-antitrust-violation.html>
- (58) 出版社との関係ではないが、法律で Amazon から紙の書籍の販売書店を守ろうとした国もある。フランスにおいては、Amazon から国内書店を守るために、無料配送を禁止する法案が成立し、2014年7月8日に発効した。しかしながら、Amazon はその対抗策として1ユーロセント(約1.4円)での書籍配送をすることになった (<http://www.afpbb.com/articles/-/3020276> 参照)。本法については、永澤亜季子「フランスにおける書籍の価格規制と反アマゾン法」L&T65号(2014) 118頁以下参照。
- (59) プラットフォーム独占については、たとえば福井健策『誰が「知」を独占するのか—デジタルアーカイブ戦争』(集英社, 2014) 31頁以下など参照。
- (60) Amazon は、その巨大なシェアのもと、出版社に対してさまざまな提案を行っている。たとえばイギリスにおいては、ロイヤルティ交渉に当たり、出版社の紙書籍の在庫がなくなった場合には、Amazon 側が独自に印刷を行って販売を行ってもよいとする「プリントオンデマンド」を提案している (<http://www.bbc.com/news/technology-27994314>)。

(原稿受領 2014. 8. 25)